

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第1回丹波篠山市男女共同参画審議会

2 開催日時

令和5年8月10日 木曜日 13時30分～

3 開催場所

丹波篠山市民センター2階 催事場1・2

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委 員 （敬称略・順不同）

本莊賀寿美、泉より子、濱口清子、細見悟、小南稔彦、北山慶一、北川敦雄  
江坂富貴子、森豊彦、追立夏実

(2) 執行機関 事務局 市民生活部長 中筋有香

人権推進課 辻川かおり、善明浩二、中安有朔

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

資料1 ……丹波篠山市男女共同参画審議会 委員名簿

資料2 ……丹波篠山市男女共同参画審議会要綱

資料3 ……第3次丹波篠山市男女共同参画プラン進捗状況について

資料4-1,4-2 ……今後の男女共同参加施策・事業について

## 9 会議の概要

開会 13時30分～

### (1) あいさつ

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから第1回丹波篠山市男女共同参画審議会を開催する。

本日、委員12名中10名出席ということで、過半数に出席いただいている。丹波篠山市男女共同参画審議会設置要綱に基づき、本日の会は成立している。

また、今回の会議は、丹波篠山市附属機関の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、会議資料および会議録を会議終了後に発言者氏名を伏せ、市のホームページにおいて公開させていただきます。

### (2) 委嘱状交付

### (3) 開会あいさつ

(会長)

今年度最初の男女共同参画審議会ということで、皆様よろしくお願ひしたい。

男女共同参画審議会は、市の男女共同参画に関する重要な審議会となっている。

委員の皆様にはぜひ忌憚のないご意見をいただき、今後の市の男女共同参画に関する取り組みについて一緒に考えていければと思う。

### (4) 自己紹介

### (5) 丹波篠山市男女共同参画審議会要綱について

審議会要綱について事務局から説明

### (6) 副会長の選任

(事務局)

今年度より、昨年度副会長を務められていた委員が変わられたので、副会長の選任を行う。

自薦・他薦を問わないので、何かご意見等は無いかな。

(意見なし)

特にご意見無いようなので、事務局より選任させていただくが良いかな。

(一同同意)

事務局案として、泉 より子委員に副会長をお世話になれないかと考えるが、委員の皆様よりご意見等は無いかな。

(意見なし)

ご意見等無いようなので泉 より子委員に副会長を務めていただく。改めて、拍手で承認をお願いしたい。

(一同拍手)

それでは、泉副会長は副会長席へお移りいただき、副会長就任のご挨拶をお願いしたい。

(副会長就任あいさつ)

それでは、報告事項に移る前に、男女共同参画審議会設置要綱に基づき、以降は会長に議長をお世話になる。

(会長)

それでは、ここからは議長を務めさせていただく。

はじめに、次第 7 報告事項について、事務局より説明を行う。

## (7) 報告事項

(事務局)

第 3 次丹波篠山市男女共同参画プラン進捗状況について事務局から説明

(会長)

ただ今の事務局からの説明について何かご意見やご質問等は無いか。

(委員)

項目によっては、利用者数等が目標策定当時の数値よりも少なくなっている項目があるが、丹波篠山市の人口自体が減少しているため、単純に減っている人数を示しても意味はないのではないかな。

(事務局)

住民の自然減はあるものの、社会的増はある。自然減の方が多く全体的には少しずつ人口減に転じてきてはいるものの、外国人労働者に関しては年々増加傾向であり、各事業の利用者数

の減少は、コロナの影響が大きいと考えている。

(委員)

35番のこんにちは赤ちゃん訪問については、実施率が減少しているが、事務局として理由を把握しているか。

(事務局)

当事業の担当課に減少の理由を尋ねたが、理由までは把握していないとのことだった。今年度は訪問を依頼する家庭が減少したため、数値が減少したとの回答のみ担当課からは得られた。

(委員)

すでに産後うつになっていて依頼自体ができなかった等の理由がある親御さんもいるかもしれないので、本項目に関しては理由を把握する必要があるのではと感じた。

(会長)

その他何かご意見やご質問等は無いか。

(特になし)

(会長)

それでは、続いて次第8 協議事項について、事務局より説明を行う。

## (8) 協議事項

今後の男女共同参画施策・事業について事務局から説明

(委員)

男女共同参画プランについては、庁内にどのように周知しているか。  
また、市の男女共同参画推進員は、具体的にはどのような活動をしているのか。

(事務局)

男女共同参画プランについては、プラン策定時に庁内会議の際に幹部職員にお伝えし、各部署に周知している。

男女共同参画推進員の役割は、男女共同参画センター広報紙「フィフティだより」の自治会内での周知や、男女共同参画研修会へ出席し、男女共同参画について学んでもらうという役割がある。フィフティだよりは、年3回発行のうち2回は広報紙に挟み込みで送付、1回は男女共同参画推進員に直接送付しており、直接送付分を男女共同参画推進員から自治会内に周知し

てもらっている。

男女共同参画研修については、年2回開催しており、それぞれ男女共同参画に関するテーマで外部講師をお招きして研修会を開催しており、それに出席してもらっている。

(委員)

男女共同参画に関する取り組みは、人権推進課だけで行うのは限界があると思っている。

縦割りで事業を行うのではなく、他の部署が行う事業と連携して行っていくことも大事だと思っている。ぜひ、庁内の他部署と連携して事業等を検討してほしい。

(9) その他

次回審議会：2月頃予定

(10) 閉会

副会長より閉会あいさつ